

2013（平成25）年（ワ）第1356号、平成26年（ワ）第145号

九州朝高生就学支援金差別国家賠償請求事件

原告 甲ほか67名

被告 国

準備書面（28）

2018年9月18日

福岡地方裁判所小倉支部第3民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	服	部	弘	昭
同 弁護士	李	博	盛	
同 弁護士	後	藤	富	和
同 弁護士	中	原	昌	孝
同 弁護士	安	元	隆	治
同 弁護士	江	上	裕	之
同 弁護士	川	上	武	志
同 弁護士	祖	父	江	弘
同 弁護士	金	敏	寛	
同 弁護士	池	上	遊	
同 弁護士	服	部	貴	明
同 弁護士	柴	田	裕	之
同 弁護士	白			充
同 弁護士	石	井	衆	介
同 弁護士	清	田	美	喜
同 弁護士	松	本	知	佳
同 弁護士	朴	憲	浩	
同 弁護士	阪	本	志	雄

目次

第1 本件の争点及び本書面の構成	8
第2 本件の事実経過.....	8
1 無償化法の制定が国際人権A規約留保撤回を直接の目的としたものであったこと	8
(1) 国際人権A規約13条2(b)及び(c)の留保とその撤回を求める勧告.....	8
(2) 民主党マニフェストが国際人権A規約の留保撤回を無償化制度に結び付けていたこと	9
(3) 無償化法制定過程で被告が国際人権A規約の留保撤回に言及していること	10
(4) 無償化法の制定後に被告が国際人権A規約の留保を撤回したこと	11
(5) まとめ	11
2 無償化法制定時に朝鮮高校への適用が想定されていたこと	11
(1) 予算の算定根拠となった学生数に、朝鮮高校の学生数も含めて計算されていたこと.....	12
(2) 外国人学校の中で、当初から念頭にあったのが朝鮮高校であったこと	12
(3) 「高等学校の課程に類する課程」をおくかどうかが基準であり、制度的・客観的に決定すべきとされていたこと	12
3 本件規程の制定段階での議論の状況	13
(1) 本件規程が朝鮮高校を適用の対象として想定したものであったこと	13
(2) 規則ハ号を削除することがおよそ想定されていなかったこと	14
(3) 政府統一見解と本件規程の発表	15
4 延坪島事件による手続の中断.....	15
5 審査の開始	16

(1) ホライゾンジャパンインターナショナルスクール及びコリア国際学園に対する審査の内容	16
(2) 朝鮮高校に対する審査	17
6 審査の継続	17
(1) 第5回審査会	17
(2) 第6回審査会	19
(3) 第7回審査会	20
(4) 審査会の不実施	21
7 下村文部科学大臣の就任、閣僚懇後の記者会見	21
8 不指定処分	22
第3 規則ハ号削除と本件規程13条を理由とする本件不指定処分の論理的関係	22
1 客観的事実から本件不指定処分の理由は規則ハ号削除にあること	22
(1) 審査会が第7回以降開催されておらず、結論を出していないこと	22
(2) 下村文部科学大臣発言後、本件不指定処分	23
(3) まとめ	24
2 不指定処分の理由①（規則ハ号削除）と理由②（本件規程13条に適合すると認めるに至らなかったこと）が論理的に両立しないこと	24
(1) 被告の主張について	24
(2) 規則ハ号削除は本件不指定処分に先立っており、本件規程13条は不指定処分の根拠とできないこと	24
(3) 規則ハ号削除が違法であった場合でも本件規程13条は復活しないこと	27

(4) 被告の行為及び主張は禁反言等法の一般原則に反すること	27
(5) まとめ	28
3 規則ハ号削除と原告らの被侵害利益の関係.....	28
4 小括.....	29
第4 規則ハ号削除行為及び本件不指定処分の違法性.....	29
1 はじめに.....	29
2 規則ハ号が制定された趣旨	30
(1) 無償化法2条が文部科学省令に委任した趣旨	30
(2) 規則ハ号の位置づけ	31
3 規則ハ号の削除は、いかなる理由をもってしても正当化できないこと	32
4 仮に規則ハ号を削除しうる余地があったとしても、被告による規則ハ号削除は委任の趣旨を逸脱し、違憲、違法であること。	32
(1) 被告は政治外交上の理由に基づき、朝鮮高校を排除すべく、規則ハ号を削除したこと	32
ア 「排除派」の意見（原告準備書面（10）及び同準備書面別紙参照）	32
イ 義家議員による規則ハ号削除無償化法案の提出	33
ウ 安倍政権発足2日後の下村文部科学大臣の記者会見	33
エ 意見公募手続における「文部科学省の考え方」	34
オ まとめ	34
(2) 政治外交上の理由に基づく規則ハ号削除は、委任の趣旨を逸脱していること	34
5 被告の主張について	35
6 小括.....	36

第5 本件規程13条に適合すると認めるに至らなかったことを理由とした不指定処分は違法であること	36
1 はじめに.....	37
2 本件不指定処分は政治・外交的配慮を持ち込んでなされたものであり違法であること	37
(1) 無償化法の趣旨・目的に反すること	37
(2) 立法者意思に反すること	37
(3) 被告の主張は過去の客観的事実と反していること	38
(4) まとめ	39
3 審査会の意見聴取を行っておらず判断過程が違法であること	39
4 被告の法解釈は不当に要件を過重しており著しく不合理であること	40
(1) 「流用のおそれ」がないことを要件とすることの誤り	40
(2) 「不当な支配」がないことを要件とすることの誤り	41
(3) 被告主張の4要件についても、何ら根拠がないこと	42
(4) まとめ	43
5 本件不指定処分には重大な事実誤認があること	43
(1) 九州朝鮮高校は「不当な支配」を受けていないこと	43
(2) 九州朝鮮高校は就学支援金を流用するおそれがないこと	44
(3) 被告主張を裏付ける具体的証拠が存在しないこと	45
(4) まとめ	46
6 九州朝鮮高校は本件規程13条に適合していること	46
(1) 九州朝鮮高校は審査会の設定した3要件をクリアしていること.....	46

(2) 「特段の事情」がないこと	47
ア 大阪地裁の判断枠組み.....	47
イ 「特段の事情」の存否につき厳格な判断が求められること	47
ウ 各証拠について	49
(3) まとめ	53
7 小括.....	53
第6 国際人権諸条約及び憲法の観点から見た被告主張の問題点	53
1 無償化法の立法目的及び立法事実.....	53
2 国際人権A規約	54
3 人民の自決権.....	54
4 人権差別撤廃条約.....	55
5 児童権利条約.....	56
6 憲法14条、26条1項、13条等に違反していること	56
7 小括.....	57
第7 損害	57
1 本件不指定処分による無償化制度からの排除等によって原告らが被った精神的苦痛につい て.....	57
(1) 民族教育の権利に対する侵害.....	57
ア はじめに.....	57
イ 被告が国際機関からの勧告を無視し続けていること	58
ウ 具体的な権利侵害.....	58

エ	まとめ	59
(2)	本件不指定処分によって、原告らが就学支援金を将来にわたって受給する期待権が侵害されたこと.....	59
(3)	被告の本件不指定処分によって原告らの貴重な時間が失われたこと	60
2	無償化制度からの排除によって原告らが被った経済的不利益	60
(1)	学生一人当たりの経済的不利益	60
(2)	税制上の経済的不利益.....	60
3	小括.....	61
第8	結語	61

第1 本件の争点及び本書面の構成

1 本件の最も主要な争点であり、裁判所が第一に判断することを避けて通れない論点が規則ハ号削除の違法性であることは、準備書面（26）で述べたとおりである。すなわち、規則ハ号削除の効力と、本件不指定処分の効力では、**規則ハ号削除が先に効力を生じていたことから、規則ハ号の存在を前提とした理由では本件不指定処分を行うことができなかった**のである。

したがって、規則ハ号を削除したことだけが本件不指定処分の理由である（本書面第3で詳述）。

2 また、第2で述べる事実経過を踏まえれば、**規則ハ号削除が文部科学大臣に与えられた裁量権の範囲を逸脱しまたはこれを濫用したものである**ことは明らかであって、本件不指定処分は違法である（本書面第4で詳述）。

3 他方、本訴訟第一審の結審に当たり、従前の主張を整理・再確認する必要があることから、**規則ハ号の存在を前提としても、九州朝鮮高校が指定の基準を満たしており、本件不指定処分が文部科学大臣の裁量権の範囲を逸脱しまたはこれを濫用してなされたものであること（第5）、憲法14条をはじめとする憲法違反、国際条約違反であること等の理由によっても違法であること（第4、第6）**についても改めて主張する。

4 そして、本件不指定処分によって、原告らがその受給権及び受給に対する期待権を侵害され、多大な精神的苦痛を被ったことを第7において述べる。

第2 本件の事実経過

1 無償化法の制定が国際人権A規約留保撤回を直接の目的としたものであったこと

(1) 国際人権A規約13条2（b）及び（c）の留保とその撤回を求める勧告
被告は、1979年6月「国際人権A規約」（経済的、社会的及び文化的権

利に関する国際規約)を批准した。

その際、国際人権A規約13条2(b)及び(c)の規定(中等教育・高等教育)の適用に当たり、これらの規定にいう「無償教育の漸進的導入」という条項を留保した。

被告の留保に対して、国連の社会権規約委員会は、2001年8月、被告が留保撤回の意思のないことに「特に懸念を表明する」として、被告に対し、「留保の撤回を検討することを要求する」との勧告をした(甲A78の1、2)。

この勧告においては、2006年までに当該勧告を実施するために取った措置について報告を行うこととされていたが、2009年までにその報告書も提出されていない状況であった(甲A25の5:第171回国会参議院文教委員会4月23日議事録)。

(2) 民主党マニフェストが国際人権A規約の留保撤回を無償化制度に結び付けていたこと

民主党は、2007年7月29日の参議院議員通常選挙の際の民主党マニフェストにおいて、3つの約束の1つとして「公立高校の授業料などを無償化するとともに、奨学金制度を拡充します」と明記し、政策各論の中では「高等学校は、希望者全入とし、無償化します。すべての人が、生まれた環境に関わりなく、意欲と能力に応じて高等教育(大学・大学院等)を受けられるよう、国際人権規約に基づき、高等教育の無償化を漸進的に導入し、奨学金制度など関連諸制度を抜本的に拡充します」と明記していた(甲A23)。

民主党が2009年4月に民主党無償化法案を提出し、そこでも「何人にも学習権を保障する」との観点が強調されていた。当該法案は衆議院の解散により廃案となったが、当該解散・総選挙に際して民主党が掲げたマニフェストも、甲A23の内容を受け継ぐものであった(甲A26)。

民主党が与党となった2009年の総選挙後、国会に提出された無償化法には、上記のマニフェスト、民主党無償化法案において示された背景、趣旨、すなわち国際人権A規約の留保を撤回するという目的、何人も対象になるという立法趣旨がそのまま受け継がれた。

- (3) 無償化法制定過程で被告が国際人権A規約の留保撤回に言及していること
- 無償化法の制定過程では、第171回国会の参議院文教委員会において、鈴木寛文部科学副大臣（当時）が国際人権A規約13条の2（b）に「すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。」と定められていることに触れ、「今回提案いたしておりますいわゆる高校無償化法案は、こうした理念の具体化を図るものであり、後期中等教育の無償化実現に向けた第一歩と考えております。」と説明している（甲A25の4）。

また、2010年3月12日衆議院文科委員会において、共産党宮本岳志議員からの「去る2月18日、衆議院の予算委員会で、私が岡田外務大臣に対して（国際人権A規約の留保撤回について）お伺いしたところ、この国会中に予算が成立し、法案がきちんと成立するということになれば、これは直ちに撤回について、それを求めることができるというふうに考えております。

（中略）この点についてこの法案（無償化法案）が成立すればこの留保を撤回するということになると思うんですけれども」という質問に対し、福山哲郎外務副大臣（当時）が「法案を通していただいて、そして予算が成立をした時点で外交上の要件は整ってくると私は判断しております」と答弁している（乙4の3・13～14頁）。

このように、国際人権A規約の留保撤回は、無償化法の成立を前提とするものとして予定されていた。

(4) 無償化法の制定後に被告が国際人権A規約の留保を撤回したこと

こうして、民主党のマニフェスト、民主党無償化法案において示された背景、趣旨、すなわち国際人権A規約の留保を撤回するという目的、何人も対象になるという立法趣旨をそのまま受け継いで、2010年に無償化法が制定・施行された。この法律には、国籍条項等の制限条項は何ら付されることはなかった。

なお被告（民主党政権）は、2012年9月11日に、「無償教育の漸進的導入」条項の留保撤回を閣議決定し、その旨を国連事務総長に通告した。

(5) まとめ

被告は、「無償教育の漸進的導入」条項の留保撤回は、無償化法制定の背景にすぎないなどと主張するが、留保撤回に至る事実経過を踏まえれば、これが無償化法制定の単なる背景ではなく、当該条項の留保を撤回することを目的として無償化法が制定されたのであって、無差別平等に適用されるべき法律であると解するのが自然である。

また、この留保条項の撤回により、無償化法の立法目的である「高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって、教育の機会均等に寄与することを目的とする」（無償化法1条、2条2項、同条3項）との条項の遵守は、被告にとって、国際条約たる国際人権A規約上の法的義務となった。

2 無償化法制定時に朝鮮高校への適用が想定されていたこと

無償化法の趣旨が上記1で述べたところにあったことから、無償化法が朝鮮高校に適用されることが当然の前提とされていたことは明らかである。

このことは、実際の法制定過程においても明らかになっている。

- (1) 予算の算定根拠となった学生数に、朝鮮高校の学生数も含めて計算されていたこと

甲A28の問27においては、「各種学校については制度上専修学校になり得ない外国人学校について予算積算している」と記載されていた。

高校無償化法案の審議の中でも、予算は対象となる専修学校・各種学校の学生数を4800人と想定して積算されており、その4800人の中には、朝鮮高校の学生も含まれている旨が述べられている（乙4の1・9頁）。

- (2) 外国人学校の中で、当初から念頭にあったのが朝鮮高校であったこと

民主党政権発足当時、文部科学省大臣官房審議官（初等中等教育局担当）という立場であったことをはじめ、高校無償化法の制定段階から一貫して関与し、省内の議論を把握していた前川喜平元文部科学省事務次官によれば、立法段階での文部科学省内での議論に、朝鮮高校を指定しないというものはなかった（甲A166：前川氏陳述書）。

前川氏は、無償化法の適用対象について、「日本社会を構成するものは、国籍や在籍する学校を問わず対象とすることは、法案作成段階から共有されていました」としたうえで、朝鮮高校で学ぶ子どもたちは既に3世、4世が中心となっており、まさに日本の社会の構成員であるから当然対象と考えられていたこと、これに対してドイツ人学校、フランス人学校などの外国人学校の生徒は、日本で学んだあと母国に帰国する者がほとんどであるが、朝鮮高校が対象と考えられていたことから、均衡を守るために他の外国人学校も対象に加えたと述べている（甲A166・2ないし3頁）。

- (3) 「高等学校の課程に類する課程」をおくかどうかは基準であり、制度的・客観的に決定すべきとされていたこと

2010年の衆議院文科委員会においても、川端文部科学大臣（当時）が「民族教育は民族それぞれにとっての固有のものであり、それは、やること

を差別することは毛頭考えておりません」と答弁している（乙4の1・10頁）。

また、指定対象校の基準とする政令を定めるにあたっては、「基準はたったひとつでありまして、高等学校の課程に類する課程ということが基準でありまして、その判断としては、先生（注：自民党馳浩衆議院議員）ご指摘のように普遍的、客観的に評価されるというものであるべきだと思っています」と述べている（乙4の1・10頁）。

同じ委員会会議において、「朝鮮学校は朝鮮総連の傘下であり、朝鮮総連が朝鮮学校の人事権、財政、学校の方針を指導し、主体思想、この方針を現場において教育していることをどう思いますか。そしてこのことを文部科学省は把握しておられますか」と馳議員が質問したのに対しては、事実関係は把握していないと大臣が答弁し、把握する必要がないということかという再質問に対しては、

「先ほど来申し上げておりますように、各種学校の中の外国人学校、そしてその中の高等課程の学年におられる人の学校が高等課程に類する課程であるかどうかを判断するというところでございますので、朝鮮学校の今言われたようなことは、もともと各種学校は都道府県の認可でやられている学校でありますので、調べる立場でもないと同時に、我々がその中身をどうこうする、今回の無償化のことに言え、そういうことは考えておりません。」と答弁している（乙4の1・10頁）。

3 本件規程の制定段階での議論の状況

(1) 本件規程が朝鮮高校を適用の対象として想定したものであったこと

各種学校が①「高等学校の課程に類する課程」として満たすべき「基準」、「手続」、②「高等学校の課程に類する課程」を審査する体制・方法等については、専門家による議論を経て決定することとされ、2010年5月2

6日に「高等学校等就学支援金の支給に関する検討会議」（以下、「検討会議」という。）が設置された。その中では、朝鮮高校に適用することを前提に、朝鮮高校の実態に即した議論が行われた。

たとえば、第2回検討会議においては、「高校に求められる教育活動の水準は、スポーツについては、朝鮮学校と高校が一緒になって競技をしており、部活動の状況も参考になる」という指摘が委員からなされている（乙5の1・4頁）。

また、同じく教員の質の担保に関する議論の中では、調査結果を踏まえて「朝鮮大学校で教えている科目は、日本のものと外形上大きな差異がないことは分かった」との意見が出された（乙5の1・7頁）。

このように、「高等学校の課程に類する課程」を置いているか否かの判断基準は、指定の対象として想定される各学校の実態を確認したうえで、それに即して議論・検討がなされている。

そして、実態の確認については、各地の朝鮮学校に事務局が出向いて調査をし、また会議の中で、朝鮮学校での授業風景を撮影した映像の視聴が行われるなど、朝鮮学校が他の各種学校、外国人学校と比較しても突出して参考とされていたものである。

このことから、朝鮮高校は本件規程の対象となることを当然の前提として、本件規程が作成されたことが明らかである。

(2) 規則ハ号を削除することがおよそ想定されていなかったこと

第3回検討会議（2010年7月16日）において、基準のイメージ、考え方を整理したものが示された（乙5の3、甲A172の3の2）。

その中では、「6. 審査の体制・方法等について（ア）体制について」の中では、「省令（ハ）に関する審査対象校について、対象校や関係都道府県に任意の資料提供を依頼し、その資料を基に、教育に関し専門的知見を有する第三者に

よって構成された会議において審査を行い、対象とするかどうかについて意見を取りまとめてはどうか」とされたほか、「今後、各種学校の認可を受けた外国人学校が新たに設置された場合にも、上記と同様にしてはどうか」とされた。

このように、検討会議において、規則ハ号は現在申請の想定される各種学校のみならず、将来設置される学校についても規則ハ号に基づく審査を行うことを当然の前提とした議論がなされていた。

(3) 政府統一見解と本件規程の発表

2012年8月31日には、「高等学校の課程に類する課程を置く外国人学校の指定に関する基準等について（報告）」（甲A11）が発表された。その中で、「高等学校の課程に類する課程を置く外国人学校の指定については、外交上の配慮などにより判断すべきものではなく、教育上の観点から客観的に判断すべきものであるということが法案審議の過程で明らかとされた政府の統一見解である」ことが明記された（同15頁）。

同年11月5日、高木文部科学大臣（当時）は、本件規程を発表した（甲A4）。

4 延坪島事件による手続の中断

2010年11月23日、韓国延坪島で、南北朝鮮の軍事衝突事件（以下、「延坪島事件」という。）が発生した。

これを受け、菅総理大臣（当時）が、同月24日付で文部科学大臣に対し、就学支援金支給対象校指定のための手続停止を指示した（甲A46）。

九州朝鮮高校は、同年11月29日付で就学支援金支給対象校としての指定を申請したが（甲A12）、審査手続は停止されることとなった。

しかし、この審査停止は、無償化法（甲A1）、無償化規則（甲A2）及び規則本件規程（甲A4）に一切規定の存在しない、超法規的な措置であった（甲A50の1、2）。

同年12月7日には、(審査手続を)「再開する時期については、今後の事態の推移を見極めながら判断することとなるものであり、現段階でお答えすることは困難である。」と答弁している(甲A47の1、2)。

翌2011年1月5日の記者会見においては、朝鮮半島の緊張の緩和が手続き再開の条件になるかという趣旨の質問に対して、高木文部科学大臣は、「それは、そういう状況になることを総理も望んでおると、私は思っております。」と述べた(甲A52の5)。

菅総理大臣がこのような超法規的な措置を行った理由は、政権の支持率の低下を挽回し、対外的な強硬姿勢をアピールするために行った「制裁行為」としか考えられない。また、延坪島事件の発生やその後の推移が、朝鮮高校が「高等学校の課程に類する課程」にあるかどうかということと何の関係もないことは明らかである。それらを結びつけたことは、正に外交上の理由に基づく審査停止であったことを端的に示すものである。

5 審査の開始

(1) ホライゾンジャパンインターナショナルスクール及びコリア国際学園に対する審査の内容

審査会は2011年7月1日に第1回会議が開かれ、まずホライゾンジャパンインターナショナルスクールと、コリア国際学園に関する審査が依頼された(甲A20の1の5:第1回議事要旨)。

ホライゾンジャパンインターナショナルスクールについては第2回会議(同月20日)において、留意事項案を検討したのち、「ホライゾンジャパンインターナショナルスクールについては、審査結果を踏まえ、文部科学大臣が指定の可否を判断することになる」との事務局説明がなされた(甲A20の2の5)。その後、同校は同年8月30日に指定を受けた。

また、コリア国際学園については、第3回会議(同年11月2日)におい

て、留意事項案を検討したのち、「審査会の審査結果を踏まえ、文部科学大臣がコリア国際学園の指定の可否を判断し、告示することになる」との事務局説明がなされた（甲A20の3の6）。なお、この会議は、15分で終了し、引き続いて朝鮮学校について審査する第4回会議が開催された。コリア国際学園は、同年12月8日に指定を受けた。

(2) 朝鮮高校に対する審査

第4回審査会の実施に先立つ2011年8月29日、菅総理大臣は朝鮮高校に対する審査の再開を指示した（甲A51の21）。

第4回審査会では、朝鮮高校についての審査のポイント（甲A20の4の3）が配布されている。

その中で「2. 学校経理、就学支援金の適正な使用について」の項には、「指定後に、就学支援金が、生徒の授業料負担の軽減に使用されていることを確認できる書類の提出を求め、不正使用や便乗値上げの有無を確認する。※仮に、不正使用が発覚した場合には、指定の取消を含め厳格に対処」といった記載があり、「4. 法令に基づく適正な運営について」では、「各学校の法令違反の有無は、基本的に設置認可を行う所轄庁が判断すべきであり、これまで教育基本法違反の有無等が問われた際にも、所轄庁が「法令違反による行政処分等」を行っていないとの答弁をしている。今回の審査においても、所轄庁に「過去5年間の法令違反の有無」を確認したところ、処分実績はないとの回答であったが、財務諸表の作成・備置など、所轄庁でなくても外形的に確認できる内容については、審査の対象とする」といった記載がある。

6 審査の継続

(1) 第5回審査会

2011年12月16日の第5回審査会までの間に、同年11月10日～同月28日にかけて実地調査が、同年12月2日～同月9日にかけて地方自

治体の補助金に係る確認（自治体・学校）が行われた（甲A20の5の2）。なお、九州朝鮮高校へは同年11月22日に実地調査が行われている（甲A20の5の7）。

九州朝鮮高校は、文書照会に対しても、すべて回答している（乙7～12）。

第5回審査会では、委員から「仮に指定する際には、主たる教材について、実効性のある留意事項を検討してほしい」といった意見が出された。

「不当な支配」そのものに言及する意見はなく、「実地調査の結果では、授業における生徒の様子など特に懸念されるところは見当たらなかったようだが、朝鮮高級学校と朝鮮総連との関係など学校運営に不透明なことがあれば、疑念がないようクリアにしていく必要があるのではないか」といった抽象的な発言はあっても、具体的な懸念が指摘されることはなかった。

配布資料の資料2「報道で指摘された事項への対応について」（甲A20の5の3）では、基本的な考え方として、「報道等で指摘されている問題点については、審査の過程で確認し、以下のとおり、対応。ただし、既に改善している過去の問題（法令違反その他の学校運営上の不適切な事案）については、いずれの対応も行わない」とされた上で、問題の性質ごとに、「①審査基準に直結する問題（例：新たな法令違反が発覚した場合）」の場合及び「②申請書類の重大な虚偽（例：教材、理事会開催状況、財務諸表の偽造等）」の場合については、審査における対応としては指定をしないし、指定後に発覚した場合の対応としては指定の取消等の厳格な対応とされているものの、一方で、「③その他の不適切な学校運営」の場合については、審査における対応としては、（指定することを前提に）留意事項として改善を要請し、指定後に発覚した場合の対応としては留意事項を追加するとされている。

そして、資料2で挙げられている個別の報道事項のうち、上記問題の性質のうち、「①審査基準に直結する問題」として扱われているのは、「学校運営」

の項目の中で「学校法人の理事会が開催されず、重要な意思決定（人事・資産売却等）は、総連傘下の教育会が実施」、「総連関係者が議事録を偽造したり、理事に押印だけ求めるケースもあり、また、理事長の「理事会を開いたことがない」との証言や元理事の「自分が理事とは知らなかった」、「名前を貸しただけ」等の証言もある」という報道のみであり（但し、これも、括弧書きで、「長期にわたり開催されていない場合、私立学校法違反の可能性」とされているに過ぎない）、他の報道事項は、「②重大な虚偽に該当するか」、「③その他の不適切な学校運営」にしか分類されていない。

なお、被告は本件訴訟において、九州朝鮮高校の申請書類に重大な虚偽があったとか、長期にわたり理事会が開催されていないなどとは主張していない。仮に百歩譲って、九州朝鮮高校に「③その他の不適切な学校運営」と被告が考える事実があったとしても、それは留意事項に委ねるべき内容にすぎず、指定はすべきであったことは明らかであった。

(2) 第6回審査会

2012年3月26日に開催された審査会では、審査状況、仮に指定する場合の留意事項（素案）等について検討が行われた。

なお、前川氏の陳述書において、留意事項につき、「一般に、「留意事項」とは、審査会、審議会等の会議体が組織として、認可等の行政処分を「可」とする旨の最終判断を行う際に補足的に付すものです。「留意事項」の案が議論されているということは、その会議の議論が最終段階に至っており、かつ、組織として審議事項について肯定的な結論を出すことが前提となっていることを示すことができます。審議事項について結論が出る見込みが立っていない段階で、先行して「留意事項」だけを議論するということは、少なくとも私の経験上は考えられません。実際の審査会において「朝鮮高級学校への留意事項」が議論されていたということは、審査会の議論が最終段階に

達しており、かつ、朝鮮高級学校を就学支援金の対象として指定することを前提に議論が進んでいたということを明確に示すものです」とされている(甲A166・8頁)。

当該会議においては、結局、審査会として結論が示されることはなかった。

(3) 第7回審査会

2012年9月10日に開催された第7回審査会においても、引き続き留意事項案の検討が行われた。

この回にも、資料2(甲A20の7の3及び4)として、直近の調査に対する朝鮮高校の回答状況が提出されている。

なお、審査会の検討結果に関し、「結論として1つの方向性を示すことが求められているのか。場合によっては、委員の間にいろいろな意見があつてまとまらない、ということもありうるのか」という質問が委員から出されたところ、事務局からは「最終的に、どちらかの方向性は示していただくことになるが、その際に、少数意見を併記することも考えられる」という回答がなされている。

このことから、結論を出さずに審査会を打ち切ることがおよそ想定されていなかったことが読み取れる。

この点は、「(審査会ないし審議会を設置する)趣旨は、専門家の合議体による、専門的かつ公正中立な判断をすることにありますから、設置した以上はその意見を聞き、十分に尊重して処分を行うことが通常です」とする前川氏の陳述書とも整合する(甲A166・8頁)。

そして、ホライゾンジャパンインターナショナルスクールや、コリア国際学園の審査の終了に際して事務局からなされた「審査結果を踏まえ、文部科学大臣が指定の可否を判断することになる」という説明が、朝鮮高校について行われていないことから、審査会が継続する予定であったことが明らか

である。

(4) 審査会の不実施

その後、2012年10月5日及び同月19日の2回にわたり新聞報道の真偽を確認する文書照会があり、九州朝鮮高校は回答を行ったものの（乙19～22）、朝鮮高校を審査の対象とした審査会は開催されなかった。

7 下村文部科学大臣の就任、閣僚懇後の記者会見

2012年12月26日、第二次安倍内閣が誕生した。

その直後の同月28日、下村文部科学大臣（当時）は、「本日の閣僚懇談会で、私から、朝鮮学校については拉致問題の進展がないこと、朝鮮総連と密接な関係にあり、教育内容、人事、財政にその影響が及んでいること等から、現時点での指定には国民の理解が得られず、不指定の方向で手続きを進めたい旨を提案したところ、総理からもその方向でしっかり進めていただきたい旨の御指示がございました。このため、野党時代に自民党の議員立法として国会に提出した朝鮮学校の指定の根拠を削除する改正法案と同趣旨の改正を、省令改正により行うこととし、本日からパブリック・コメントを実施することにいたします。なお、今後、朝鮮学校が都道府県知事の認可を受け、学校教育法第1条に定める日本の高校となるか、又は北朝鮮との国交が回復すれば現行制度で対象と成り得ると考えているところでございます」として、パブリック・コメントの実施を発表した（甲A60の1）。

同日、文部科学省は、期限を2014年1月26日として、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則」の一部を改正する省令案に関するパブリックコメント（意見公募手続）を実施した（甲A19、甲A60の2）。

なお、下村文部科学大臣が朝鮮高校は本件規程13条に適合すると認めるに至らないと判断したのは、審査会の結論を経てではなく、下村文部科学大臣自

身の判断であることを、本件と同種の訴訟で望月禎氏が証言している（乙77・22頁）。

また、望月氏は、少なくとも2012年10月、11月の段階では朝鮮高校に確認を求めている事項があったと証言しているところ（乙77・22頁）、従前朝鮮高校からの回答内容が審査会の会議において報告されていたことは上記6で述べたとおりであるから、この点でも審査が未了であるのに結論を出したことは明らかであった。

8 不指定処分

被告は、2013年2月20日、九州朝鮮高校に対して不指定処分を行い（甲A13）、その結果は同月21日以降に同校に到達した。

そこで示された不指定処分の理由は、1つは規則ハ号を削除したこと（理由①）であり、もう1つは、これまで規則ハ号に基づき九州朝鮮高校の基準への適合性を審査したが、規則ハ号に関する本件規程13条に適合すると認めるに至らなかったこと（理由②）であった。

上記理由①及び②が両立しないこと、事実経過に照らせば②は理由となりえず、①のみが理由であることについて、第3で詳述する。

第3 規則ハ号削除と本件規程13条を理由とする本件不指定処分の論理的関係

1 客観的事実から本件不指定処分の理由は規則ハ号削除にあること

(1) 審査会が第7回以降開催されておらず、結論を出していないこと

本件不指定処分に至る事実経過は上記第2で述べたとおりである。

ここで明らかなのは、審査会が、第7回審査会后、不指定処分までの間に開催されたことはないことである。

この点、政権がいかなる党であろうとも、本件規程13条の不適合を理由に不指定処分を行うのであれば、本件規程の適合・不適合の当否について検

討していた第三者機関たる審査会の意見は聞かなければならない（手続面に関する不備については後記第5の3にて指摘）。

第7回の審査会まで、審査会としては、朝鮮高校につき指定処分方向とし、ただし気になる点については留意事項とする方向で進められていた。当該意見について、文部科学大臣において180度逆の結論である本件規程13条不適合故に不指定処分とする結論を出すならば、第7回審査会の後も続いていた質問・回答の状況・内容を確認するためにも、また第7回までに出されていた方向性の当否等について確認するためにも、再度審査会を開催し審査会において検討がされなければならなかった。

しかし、第7回において「今回の議論を踏まえながら、今後も審査作業を進めていく。次回の審査会については、決まり次第、連絡する」とされたにもかかわらず、その後朝鮮高校の審査のための審査会が開かれたことはなかった。

また、文部科学省も、本件不指定処分が審査会の結論を踏まえたものではなく、下村文部科学大臣自身の判断であったことを認めていることは第2の7で述べたとおりである。

(2) 下村文部科学大臣発言後、本件不指定処分

第2の8記載のとおり、下村文部科学大臣が、朝鮮高校に対する就学支援金の申請につき、結論は不指定処分、その方法は規則ハ号削除を行うと発言して以降、たった2ヶ月後の2013年2月20日、本件不指定処分がなされ、不指定通知は21日以降に九州朝鮮高校に到達した。

当該不指定処分の通知書には、その理由として①規則ハ号の削除と②本件規程13条に適合すると認めるに至らなかったことという2つが「及び」で結ばれていたものであった。

(3) まとめ

第2及び本項でこれまで述べた事実経過から明らかなどおり、下村文部科学大臣の2012年12月の発言までは、本件規程13条の適合性について審査会において検討途中であったが、議論の方向性は指定方向であった。

ところが、同月の下村文部科学大臣の発言を受けるやいなや、規則ハ号が削除され、そのことを理由として不指定処分がされた。

前述したとおり、審査会では、不指定の結論は出ていない。そうすると、本件不指定処分は、本件規程13条の適合・不適合に関係なく、規則ハ号削除によりなされたことは明らかである。

したがって本件不指定処分の理由は、事実経過のみから見ても、規則ハ号を削除したことによるものである。

2 不指定処分の理由①（規則ハ号削除）と理由②（本件規程13条に適合すると認めるに至らなかったこと）が論理的に両立しないこと

(1) 被告の主張について

被告は、規則ハ号を削除したこと（理由①）と本件規程13条に適合すると認めるに至らなかったこと（理由②）とが、「論理的には、本件不指定処分の理由として両立しない」と認め、「理由①と理由②のいずれが本件不指定処分の理由として成り立ち得るかは、規則ハ号の削除と本件不指定処分の各効力発生時期の先後により決まるものである」と指摘する。

しかしながら、一方で被告は、「理由①と理由②のいずれが本件不指定処分の理由として成り立ち得るかは、一概にはいえないものである」などとも主張する（被告第13準備書面・2～3頁）。

このような逃げの主張に終始するのは、被告の主張の正当性が根本から揺らいでいるからに他ならない。

(2) 規則ハ号削除は本件不指定処分に先立っており、本件規程13条は不指定

処分の根拠とできないこと

原告準備書面(23)で指摘したとおり、本件では、規則ハ号の削除が本件不指定処分に先立っている。

規則ハ号削除の効力発生日は公布の日となり、その公布日は2013年2月20日である。

そして、今回の規則ハ号削除については、インターネットで官報公告がなされているので、厳密には、2013年2月20日午前8時30分が、規則ハ号削除の効力発生日時となる(最高裁昭和33年10月15日大法廷判決刑集第12巻14号3313頁)。この点について、被告も効力発生時期が同年2月20日である限りにおいては争っていない。

他方、本件不指定処分の効力発生日は、九州朝鮮高校が当該不指定処分の内容を了知することができる状態になったときである(到達主義)。

本件不指定処分の通知書は、2013年2月20日付で郵送にて発送されている。それゆえ、九州朝鮮高校が本件不指定処分の通知書を受領したのは、早くても2013年2月21日以降である(甲A13)。

したがって、同処分の効力発生日は、どれだけ早く解しても、2013年2月21日となる。

この点についても、被告は「本件不指定処分に係る通知文書は、平成25年2月20日付けのものであり(甲A13及び乙36)、同日に発出されてそれ以降に到達したものと考えられる」(被告第13準備書面・5頁)として争っていない。

一方で、被告は、①文部科学大臣は、同月19日、本件不指定処分に係る通知文書を翌20日に発出することなどについて記者会見で表明し、それが記者会見同日に全国紙で報道されていること、②九州朝鮮高校に対し、同月19日中に本件不指定処分に係る通知文書と同一内容の書面をファクシミリ

送信する旨のファクシミリ送信書のデータが存在することから、「同月19日のうちには、九州朝鮮中高級学校において、本件不指定処分の内容を現実に了知し、又は了知し得る状態に至った可能性がある」とし、さらには「本件不指定処分の通知状況等を全体として通覧した場合には、同月19日に本件不指定処分が効力を生じていたとみる余地もある」などと主張する。

しかし、「行政処分が行政処分として有効に成立したといえるためには、行政庁の内部において単なる意思決定の事実があるかあるいは右意思決定の内容を記載した書面が作成・用意されているのみでは足りず、右意思決定が何らかの形式で外部に表示されることが必要」である（最高裁昭和57年7月15日第一小法廷判決民集第36巻6号1146頁）。

そして、被告が2013年2月19日に送信したFAX（乙164）は、あくまで発送する「予定」であることを示す文書である。正式な行政処分の意思表示ではなく、この文書から了知できるのもあくまで「予定」であり、内部的な意思決定の事実に過ぎない。

そもそも、被告の主張を前提にしても、被告が行政処分の意思表示を行なったのは2013年2月20日である。2月20日の意思表示が前日の19日に届くことは、理屈としてもあり得ない。

以上のとおり、規則ハ号削除が本件不指定処分に先立っているのは明らかである。

そして、本件では規則ハ号削除の効力が生じた（2月20日）後、本件不指定処分の効力が発生（2月21日）している。言い換えれば、本件不指定処分の効力発生時（2月21日）には既に、規則ハ号は削除されているのである。すなわち、本件不指定処分の効力発生時には、本件規程13条も存在しない。

そうである以上、不指定処分の理由として、規則ハ号の存在を前提とする

本件規程13条を挙げることはできない。

(3) 規則ハ号削除が違法であった場合でも本件規程13条は復活しないこと

被告は、「本件省令改正が本件不指定処分よりも先に効力が生じたと仮定しても、万が一、本件省令改正（ハ規定の削除。理由①）が法律による委任の範囲を超えて違法であると判断される場合には、ハ規定が存在することを前提とする理由②は、本件不指定処分を理由あらしめるものである」とも主張する（被告第13準備書面・8頁）。

そして、「理由②が是認されるのであれば、本件省令改正と本件不指定処分の時間的先後関係等にかかわらず、本件不指定処分は適法である」とする。

これは、本件省令改正が委任の範囲を超えて違法である場合、省令改正自体が存在しなかったものとなり、規則ハ号に基づく審査が行なわれることを前提とする。これはあたかも規則ハ号が復活するかのような主張である。

しかし、先に述べたとおり、2013年2月20日午前8時30分に規則ハ号削除の効力は生じている。その削除が法の委任の範囲を逸脱しており、規則ハ号削除が違法であることをあくまで前提として、違法な本件不指定処分が原告らの権利利益を侵害し、損害を与えているかを争っている国賠訴訟においては、規則ハ号削除が法の委任の範囲を逸脱して違法であることから、直ちに「削除の効力がなかった」と判断されるわけではない。

国家賠償請求訴訟たる本件で問題となるのは、当該不指定処分時点での当該不指定処分の違法性である。

そして、その不指定処分時点で規則ハ号が存在しない以上、裁判所としては、それを前提に違法性を検討する他ないものである。

(4) 被告の行為及び主張は禁反言等法の一般原則に反すること

行政庁は、行政法の不文法源として法の一般原則に服するのであり、かかる一般原則には禁反言の法理が含まれる（塩野宏「行政法Ⅰ（第6版）」71

頁、92頁)。

この点、文部科学大臣が、規則ハ号の削除を理由に本件処分を行いながら、一方で規則ハ号の存在を前提に本件規程13条に適合すると認めるに至らないことも理由とした不指定処分通知を発したことは動かしがたい事実である。

また、本件不指定処分において、文科省内部で、規則ハ号削除と本件不指定処分の理由②(本件規程13条不適合)の省議等に関与した者らが同一であることもまた動かしがたい事実である(乙72、73)。

なお、現在に至るまで、被告において、規則ハ号削除は違法であったことから、これを撤回するなど公表したことはない。

したがって、被告においては、規則ハ号削除が違法であることを前提に、本件規程13条の審査により不指定処分を行うことそのものが禁反言により違法といえるし、本訴訟において、そのように主張することも禁反言により主張自体失当である。

(5) まとめ

以上より、本件では、規則ハ号が削除された以上、規則ハ号があることを前提に不指定処分の適法性を検討する必要はない。

規則ハ号の削除のみが本件不指定処分の理由であり、その不指定処分の適法性こそが本件の検討対象である。

そして、後述するとおり、規則ハ号の削除の目的は政治外交目的で違法である。これは無償化法が想定していない他事考慮であり、被告の裁量を逸脱・濫用したものであるのは明らかである。

したがって、本件不指定処分は違法である。

3 規則ハ号削除と原告らの被侵害利益の関係

これまでの書面でも指摘したとおり、原告らの主張する被侵害利益は、受給権及び受給に向けた期待権である。

そして、原告らは、本件不指定処分により、九州朝鮮高校を通じて申請した就学支援金を受け取ることができず、それ自体によって精神的な苦痛を被ったばかりか（受給権の侵害）、違法な規則ハ号削除により、将来にわたっても就学支援金を受け取ることができなくなった（受給に対する期待権の侵害）。

特に、後者の被侵害利益（受給に対する期待権の侵害）との関係では、規則ハ号削除の違法性が必ず検討されなければならない。

4 小括

したがって、いずれにしても、規則ハ号削除の違法性は、本件の訴訟物との関係で、裁判所は必ず判断を示さなければならない。

第4 規則ハ号削除行為及び本件不指定処分の違法性

1 はじめに

上記のとおり、本件不指定処分は、規則ハ号削除を理由としてなされたことが明らかである。

そして規則ハ号は、無償化法2条1項5号が文部科学省令に「高等学校の課程に類する課程を置くもの」の範囲を定めることを委任したのを受けて、定められた。

ここでは、まず無償化法が規則ハ号に委任をした趣旨を検討し、いかなる理由があろうと規則ハ号を削除する行為は正当化できず、違憲、違法であることを論証する。

さらに、仮に規則ハ号削除が適法となる余地があるとしても、被告は政治外交目的に基づいて規則ハ号削除を行っており、規則ハ号への無償化法の委任の趣旨を逸脱し、規則ハ号削除行為は違憲、違法であることについても述べる。

そして、同削除行為が違憲、違法の場合には、それを理由とした本件不指定処分も当然、違憲、違法であるから、原告らの請求は認容されるべきである。

2 規則ハ号が制定された趣旨

(1) 無償化法2条が文部科学省令に委任した趣旨

すなわち、無償化法1条は、支給無償化法制度の目的を「高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする」と定めている。

そして、無償化法3条は受給資格を「高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有する者」と規定し、日本国民に限定せず、その就学について、就学支援金を支給することとした（三輪証人尋問調書15項）。

さらに、無償化法に具体化され、日本政府が留保を撤回した国際人権A規約13条2項(c)は、高等教育は、特に、無償教育の漸進的導入により、「すべての者」に対して、「均等に」機会が与えられるものとして定められている（同14項）。同2条2項は、「この規約の締約国は、この規約に規定する権利が、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治の意見その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、出生または他の地位によるいかなる差別もなしに行使されることを保障することを約束する」として、同13条2項の(c)についても、無差別原則を定めている（同18項）。

以上からすれば、無償化法は、教育の機会均等の確保を目的として、日本国民に限らず、もっぱら外国人の子弟が就学している学校（以下、「外国人学校」という。）についても、平等に適用対象とすることを求めていることは明らかである。

一方で、日本の教育法体系下においては、外国人学校を積極的に定義する制度は存在しておらず（学校教育法124条において、専修学校の定義から特定して除かれている。）、外国人学校は、實際上、各種学校制度を用いて運

営されている実態があった。各種学校は、自動車学校など、多種多様な教育を行う学校が含まれているので、その中から、高等学校の課程に相当する外国人学校を、他の学校と同じく、教育の機会均等の確保の見地から、適切に適用対象として拾い上げていく方法が必要とされた。

そこで、無償化法2条1項5号は、各種学校の中でも無償化法の適用対象とする学校を、「高等学校の課程に類する課程を置くもの」としたうえで、その範囲については、教育の機会均等の確保の見地から、文部科学大臣が制定する文部科学省令において、定めることとした。なお、ここで「準ずる課程」ではなく、「類する課程」という、より広い範疇を示す文言を用いられたことは、適用対象の範囲をできる限り広く設定することが志向されていたことを示す（同16項、17項、甲A166）。

したがって、無償化法2条による委任の趣旨は、多種多様な教育を含む各種学校のうち、教育の機会均等の確保の見地から、「高等学校の課程に類する課程を有する」外国人学校を適用対象とするため、適切な範囲を定めることにある。

(2) 規則ハ号の位置づけ

上記委任を受けて、規則イロハ号の三類型が定められた。

外国人学校も含めた教育の機会均等を確保するという無償化法の目的や、同法2条1項5号による上記の委任の趣旨を踏まえれば、規則ハ号は、たとえイロには当てはまらない外国人学校であっても平等に申請でき、かつ適用される余地を残すこと、また将来、イロにはあてはまらない外国人学校が新たに開校した場合でも、申請、審査できる仕組みを備えておくことによって、後期中等教育段階における教育にかかる経済的負担の軽減を図りもって教育の機会均等に寄与とするという無償化法の目的の実現を可及的に可能にすることに存在意義があると解される（大阪地裁平成29年7月28日判決7

6 頁ないし 80 頁（甲 A 1 6 0）も同旨）。

3 規則ハ号の削除は、いかなる理由をもってしても正当化できないこと

規則ハ号を削除することは、イロに当てはまらない外国人学校については、未来永劫、無償化制度の枠内に入れられないことになるし、今後新たに設立された外国人学校が、制度の適用を受けるべく申請することも不可能となる。

規則ハ号削除は、各種学校制度のもと運営されている外国人学校のなかでも、イロによって申請できる外国人学校と、そうではない外国人学校との間に、あまりに不合理な差を生じさせる行為である。

そのような状況は、前項に述べたような無償化法 2 条の委任の趣旨及び規則ハ号の位置づけからすれば、およそ想定されていない事態である。

規則ハ号を削除することは、後期中等教育段階における教育にかかる経済的負担の軽減を図りもって教育の機会均等に寄与するという無償化法の目的や、教育の機会均等の確保の見地から、適用対象となる外国人学校の範囲を定めるという委任の趣旨に大きく反する事態を引き起こすこととなる（三輪証人尋問調書 37 項）。

いかなる理由があろうと、規則ハ号の削除を正当化することはできない。

規則ハ号削除は、憲法 14 条、41 条、無償化法 2 条 1 項 5 号の委任の趣旨に反し、違憲、違法である。

4 仮に規則ハ号を削除しうる余地があったとしても、被告による規則ハ号削除は委任の趣旨を逸脱し、違憲、違法であること。

(1) 被告は政治外交上の理由に基づき、朝鮮高校を排除すべく、規則ハ号を削除したこと

被告による規則ハ号削除に関連して、以下のような事実が存在する。

ア 「排除派」の意見（原告準備書面（10）及び同準備書面別紙参照）

下村議員（民主党政権時）、馳議員、義家議員ら自民党の議員は、朝鮮高

校を適用対象とすることは拉致問題に関する誤ったメッセージとなる、「反日教育」が行われている朝鮮高校に税金を投入することはできないなどとして、朝鮮高校に対して無償化法を適用することに反対の意見を、国会その他の機会に再三再四発信していた（乙４の３、甲Ａ７３、同８２ないし１０１、同１１４、同１１５など）。

とりわけ、甲Ａ３９は、自民党政務調査会の文部科学部会と拉致問題対策特別委員会の合同会議で採択されたものであり、そのこと自体が、無償化の問題と拉致問題を結び付けて考える自民党の姿勢を端的に表すものである。

排除派は、本件規程の基準により朝鮮高校の指定の可否を審査した場合には、朝鮮高校は適用対象になってしまうと考え、これを懸念していた（甲Ａ９６、同９７、同１１４、同７３など）。

イ 義家議員による規則ハ号削除無償化法案の提出

下村議員と意見を同じくする「排除派」である義家議員は、朝鮮高校を適用対象とするかは拉致問題を含む国家間の問題であるなどとして、外国人学校に関する類型を法律事項としたうえで、規則ハ号に相当する規定を削除する内容の無償化法改正案を提出していた（甲Ａ１１９及び同１２０）。

ウ 安倍政権発足２日後の下村文部科学大臣の記者会見

民主党政権が終わり、安倍政権が発足した２日後である２０１２年１２月２８日、下村文部科学大臣は記者会見において、民主党政権時代の「外国人学校の取り扱いについては外交上の配慮などにより判断すべきではなく、教育上の観点から客観的に判断すべきものである」との政府統一見解を廃止すると明言した（このこと自体、立法者意思に明確に反する）う え、朝鮮学校については拉致問題の進展がないこと、朝鮮総聯と密接な関

係にあって教育内容、人事及び財政にその影響が及んでいること等から朝鮮学校に無償化法を適用することは国民の理解が得られないことを理由として、規則ハ号を削除すると発言していた（甲A60の1）。

そして、被告は、2013年2月20日、本件不指定処分を行うに先立って規則ハ号を削除した。

エ 意見公募手続における「文部科学省の考え方」

被告は、行政手続法39条に基づき、規則ハ号削除に関する意見公募手続を行ったが、そこでは規則ハ号削除の理由として、「朝鮮学校については、拉致問題の進展がないこと、朝鮮総連と密接な関係にあり教育内容、人事、財政にその影響が及んでいることを踏まえ、現時点での指定には国民の理解が得られないとの観点から、今回の改正を行うものです」との「文部科学省の考え方」が、複数回にわたって記載されていた（甲A19）。

オ まとめ

以上の事情からすれば、民主党政権時代の下村議員は、拉致問題等の政治外交上の理由に基づき、朝鮮高校を無償化制度から排除すべき考えを有していたところ、そのままの無償化法の仕組みでは、朝鮮高校に適用せざるを得ないことから、全国の朝鮮高校を除外するための方法として、文部科学大臣就任後即座に、朝鮮学校の申請根拠である規則ハ号自体を削除し、その政治外交上の目的を実現したことは明らかである。

(2) 政治外交上の理由に基づく規則ハ号削除は、委任の趣旨を逸脱していること

既述のとおり、無償化法2条1項5号は、外国人学校について、教育の機会均等の確保の見地から、適用対象となる学校の範囲を適切に定めることを趣旨として、文部科学大臣が制定する規則イロハ号に関して、「高等学校の課程に類する課程」の範囲を確定することを委任したものである。

さらに、現実的、実務的な視点からいえば、国会等においても盛んに議論になったとおり、「外国人学校」といえば真っ先に想定されたのが、戦後すぐの時期から現在まで継続して運営されてきた、全国に存在する朝鮮学校であった（原告準備書面（4）、甲A166等）。

しかも、朝鮮高校は、学校の規模、教員の質、卒業生の大学入学者数や、教育課程等において、日本学校の高等学校課程に引けをとらない教育活動を実態として備えていた。規則ハ号は、そのような現実を直視し、包括的な条項として、朝鮮高校をはじめとした外国人学校に対しても適用の道を開くべく定められたものである。

そして、無償化法制定にあたって、朝鮮高校を指定するにあたっては、教育上の観点から制度的・客観的に判断することが繰り返し答弁されており、政治外交上の事情は考慮しないとされていた。

それにもかかわらず、被告は、上記の無償化法の委任の趣旨を離れて、政治外交上の理由に基づき、朝鮮高校を排除する目的で規則ハ号を削除した。被告の規則ハ号削除は本末転倒というほかなく、無償化法の委任の趣旨に反し、憲法41条等に反し、無償化法に反するものであることは明らかである。

5 被告の主張について

被告は、規則ハ号の削除について、訴訟段階になってから、①当時、ホライゾンジャパンインターナショナルスクール及びコリア国際学園以外には指定を求める外国人学校はなく存続させる必要性がない、②朝鮮高校の審査の中で、基準適合性の審査に限界があることが判明したことが理由であると主張し始めた。

規則ハ号削除当時、そのような理由で削除を検討した跡は見られないし、むしろ文部科学省の考え方では、そのような理由の記載は皆無であるから、後付けの理由であるに過ぎないが、念のため反論しておく。

①については、審査会において、将来設立される学校についても規則ハ号に基づき審査をすることを想定していたことは前述のとおりである。

また、規則ハ号は、イロには当てはまらない外国人学校が適用を受けられるためにその存在意義がある。仮に、当時はほかに指定を求める外国人学校がなかったとしても、将来に現れた場合には、指定を求められる状況を確認するべく、規則ハ号は存在しつづけなければならないのであり、当該条項が設けられた趣旨に照らしても、被告の主張は規則ハ号削除の合理的な理由にならない。

②についても、仮に審査に限界があったとしても、その指定根拠である規則ハ号を削除する必要性、合理性は皆無である。規則ハ号の存在意義を考えればなおさらである。この点については、第5の4（2）で改めて述べる。

被告の主張する理由はそもそも虚偽であるが、仮に同理由に基づいて規則ハ号を削除したとしても、規則ハ号削除を正当化するものではない。

6 小括

以上のとおり、無償化法2条1項5号は、各種学校として運営されている外国人学校を、教育の機会均等の確保の見地から適切に適用対象とすべく、「高等学校の課程に類する課程」の範囲を定めるよう、文部科学大臣の制定する文部科学省令に委任した。

そうであるにもかかわらず、被告は政治外交上の理由に基づき、朝鮮学校を制度から除外するべく、規則ハ号を削除したのだから、同削除は無償化法の委任の趣旨に反し、文部科学大臣の裁量権を逸脱、濫用するものであり、違憲、違法である。

そして、違憲、違法な規則ハ号削除を理由としてなされた本件不指定処分もまた違憲、違法である。

第5 本件規程13条に適合すると認めるに至らなかったことを理由とした不指定

処分は違法であること

1 はじめに

これまで述べてきたとおり、被告による規則ハ号削除によって、原告らは本件不指定処分を受けたのであり、本件規程13条に適合すると認めるに至らなかったことを理由とした不指定処分の適法性を別途論じる余地は無い。

万一、原告らの上記主張が認められず、本件規程13条の適用がある場合であっても、本件不指定処分は、以下の理由により違法であることが明らかである。

2 本件不指定処分は政治・外交的配慮を持ち込んでなされたものであり違法であること

(1) 無償化法の趣旨・目的に反すること

これまで原告らが何度も言及してきたとおり、無償化法の趣旨・目的は、「全ての意志ある」「生徒の学びを保障」し、「教育の機会均等に寄与する」という点にある。制度の対象となる外国人学校の範囲を定めるにあたっては、「全ての意志ある高校生等」が教育の機会均等の保障からこぼれ落ちないようにする趣旨で規則ハ号を設け、「高等学校の課程に類する課程を置く」外国人学校であれば、広く制度の対象とする制度設計が行われた。この点は、第2で述べた事実経過や三輪証言からも明らかである。

このような無償化法の趣旨・目的と規則ハ号への委任の趣旨からすれば、就学支援金制度の対象となる外国人学校の指定基準を定めるにあたって、あるいは具体的な指定手続において、政治・外交的配慮にもとづき特定の教育施設を排除することは、「高等学校の課程に類する課程」を置くかどうかという教育上の観点とは無関係の事情を考慮するものであって、到底許されない。

(2) 立法者意思に反すること

第2で詳述したとおり、規則ハ号に基づく指定の判断をするにおいて、政

治・外交的配慮を行ってはならないことは、無償化法の前後を通じて政府統一見解として再三にわたって表明されてきた立法者意思である。

いうまでもなく、明確に示された立法者意思は、個別行政法解釈における極めて重要な考慮要素である。そして、法制定時において立法者意思が明確に示されている場合、裁判所は、当該法解釈にあたって、この立法者意思を重視すべきである。

そうであれば、政治・外交的配慮を持ち込んで行われた本件不指定処分は、立法者意思に反するとの非難を免れない。

(3) 被告の主張は過去の客観的事実と反していること

被告は、そもそも本件不指定処分は、政治・外交的配慮を理由とするものではないと主張する。

しかしながら、原告準備書面(3)・16頁、同準備書面(5)29頁などで繰り返し述べたとおり、被告が、「拉致問題の進展がないこと、朝鮮総連と密接な関係にあり教育内容、人事、財政にその影響が及んでいることを踏まえると、現時点での指定には国民の理解を得られない」、すなわち政治・外交的配慮によって本件不指定処分の判断に至ったことは、下村文部科学大臣の記者会見に代表されるような数々の客観的事実から明らかである(甲A60の1)。

そして、下村文部科学大臣及び文部科学省は、そのような政治的外交的配慮による判断をしたことを正当化するため、『外交上の配慮などにより判断しないとの民主党政権時の政府統一見解は廃止する』との見解を公表していた(甲A60の1、同19)。つまり、「政府統一見解を廃止したので、そのような政治的外交的配慮から、省令改正及び不指定処分を行うことも許容される」という被告の見解を主張していた客観的事実が存在しているのである。

しかるに、本件訴訟にいたって、突如被告は、規則ハ号削除及び本件不指

定処分は政治・外交的配慮に基づくものではないと主張を変更した。

被告は、過去の客観的事実と明らかに反する主張を行わざるをえなくなっており、その理由が破綻していることは、中身を検討するまでもなく明らかである。

(4) まとめ

以上のとおり、本件不指定処分は、法の趣旨・目的に反し、かつ明確に示された立法者意思にも反して、政治・外交的配慮を持ち込んでなされたものであり違法である。

3 審査会の意見聴取を行っておらず判断過程が違法であること

原告準備書面（５）１２頁以下、同（２１）１６頁以下及び本書面第３で詳述したとおり、被告は、本件不指定処分にあたって審査会の意見聴取を行っておらず、その判断過程に重大な瑕疵がある。

審査会について、本件規程１５条は「文部科学大臣は、・・・指定を行おうとするときは、あらかじめ、教育制度に関する専門家その他学識経験者で構成される会議で文部科学大臣が別に定めるものの意見を聴くものとする」と定めている。

本件規程１５条において審査会への諮問が定められた趣旨は、規則ハ号の指定を受ける学校を定めるに際し、文部科学大臣が教育上の観点から客観かつ公正な判断をできることを担保するためのものと解される。そうすると、諮問を経ないでなされた判断や当該諮問機関の審理、決定（答申）の過程に重大な法規違反があること等により、その決定（答申）自体に法が右諮問機関に対する諮問を経ることを要求した趣旨に反すると認められるような瑕疵があるときは、当該行政処分は違法と解される（最高裁昭和５０年５月２９日第一小法廷判決民集２９巻５号６６２頁）。

この点、審査会においては、九州朝鮮高校について、法令違反の事実は何ら

確認されず、審査会として九州朝鮮高校が不適合という結論ではなかった。当時、審査会が審査を継続することは可能であったし、文部科学省において審査会に対し、いつまでに結論が得られるか督促や質問をしたことはなく、判断できるかどうか問い合わせをしたこともない。そして審査会自身が、判断できないという結論を出したこともなかった（乙77の18頁ないし20頁：望月尋問調書）。

このように、本件規程に基づき制度的・客観的審査の上、指定に向けた議論を行っていた審査会の意見を聴かないまま本件不指定処分がなされており、被告は、法律上必要な手続を経していないことが明らかである。

本件において、審査会の意見を聴いていないことは重大な手続的瑕疵であって、本件不指定処分の違法事由となる。

4 被告の法解釈は不当に要件を過重しており著しく不合理であること

(1) 「流用のおそれ」がないことを要件とすることの誤り

被告は、「支給法は、就学支援金が受給権者である生徒に対する授業料に係る債権に確実に充当されることを要請している」ことを強調し、本件規程13条に適合すると認められるためには、九州朝鮮高校が受領した就学支援金の「流用のおそれ」がないこと、適正な学校運営がなされていることについて十分な確証が必要と主張する。

しかしながら、原告準備書面（16）・4頁以下で詳述したとおり、無償化法の仕組上、学校の設置者が生徒に代わり就学支援金を受領すると同時に、生徒の授業料にかかる債権の弁済に充てられるという扱いになっており（同法8条）、学校の設置者による就学支援金の流用や学生らによる授業料の二重払いといった事態は全く想定されていない。仮に、二重払いの状況が生じれば即座に事実が発覚するはずであり、学校が就学支援金を学校運営に使わずに学外に流用し、さらに、生徒から授業料を徴収するという取扱いは実質的

に不可能である。

そうであれば、就学支援金の指定手続にあたって、「流用のおそれ」がなく、適正な学校運営がなされていることについて十分な確証が必要との被告の主張は、そもそも無償化法の解釈を誤り不当に要件を過重したものであって失当である（なお、この点については原告準備書面（17）の27頁以下で詳述している。）。

(2) 「不当な支配」がないことを要件とすることの誤り

原告らが準備書面（5）、同（12）・3頁以下、同（21）・13頁以下で主張したとおり、本件規程は、判断権者の主観的・恣意的な判断を排斥し、教育上の観点から客観的に判断を行うために制定された。

本件で問題となる本件規程13条では、「指定教育施設は、高等学校等就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当など法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない」とされているが、この本件規程13条の解釈運用を行なう際にも、判断権者の政治・外交上の意図や主観が入り込まないようにしなければならない。

この点、教育基本法16条1項は「不当な支配」に関して規定しているが、「不当な支配」か否かは判断権者の主観が入る概念である。このような主観が入り込む概念を本件規程13条の「法令」に読み込むのは、客観的判断を確保するために本件規程を策定した趣旨に反し、その裁量を逸脱し違法である。

仮に、本件規程13条に教育基本法16条1項を読み込んだとすれば、自主性が「歪められていない」という「ないこと」の証明を学校側に求めることと同義であり、“悪魔の証明”を求めるに等しい。悪魔の証明を求めた上で、朝鮮高校の生徒たちの就学支援金受給権を否定することは、教育の機会均等を図り、生徒たちの学習権の充実を目指した無償化法の趣旨に反する帰結で

ある。

また被告は、別の箇所において、本件規程13条の該当性判断に関する調査権限に限界があったと述べる。

しかし、無償化法17条3項では「第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない」と規定しているし、その他、無償化法は強制的な調査権限を規定してない。

すなわち、無償化法は、学校に対して強制的な調査を行うまでもなく、支給要件を客観的に判断できることを前提としていると解されるのである。

その上、被告は、本件規程13条該当性判断にあたり「十分な確証」を求めている。しかしながら、このような高度な証明度を求めることには何の根拠もない。このような主張こそ、まさに朝鮮高校のみを無償化制度の対象外にしようという恣意的な運用であり、その裁量を逸脱している。

(3) 被告主張の4要件についても、何ら根拠がないこと

被告は、訴訟の終盤になって、教育基本法、学校教育法及び無償化法等を恣意的に解釈し、①教育内容が教育基本法の理念に沿ったものであること、②支給した就学支援金が授業料以外の用途に流用されるおそれがないこと、③外部団体・機関から不当な人的、物的な支配を受けていないこと、④反社会的な活動を行う組織と密接に関連していないことの4つの要件（以下、「4要件」という。）について、原告が主張立証しなければならないと主張するようになった（被告第11準備書面18頁など）。

しかしながら、このような4要件は、無償化法の中に明記されていないことはもとより、下位規範にすら一切規定されておらず、何ら法的根拠がない主張である。立法過程だけでなく、検討会議や審査会においても、4要件に対する言及は皆無である。

そもそも、前述のとおり、「全ての意志ある」「生徒の学びを保障」し、「教

育の機会均等に寄与する」という無償化法の目的・趣旨に鑑みれば、4要件のような厳格な立証責任を生徒・学校側に負わせること自体、想定されていたはずがない。

そうすると、被告が前提とする4要件は、独自の見解に基づいてなされた後付けの主張でしかなく、およそ採用の余地が無い。

さらにいえば、立法過程においても、国会答弁においても、就学支援金の支給判断に際して、教育内容には踏み込まないことが幾度となく確認されてきた。それにもかかわらず、4要件の①については、教育内容に踏み込んでいることが明らかであり、従前の事実経過に真っ向から反する主張と言わざるを得ない。また、4要件の②③④については、いずれも抽象的な要件であり、主観的・恣意的な運用が可能であるから、無償化法の趣旨に反することは上記(2)で述べたことと同様である。

このように、被告が主張する4要件は、内容面でも無償化法の解釈として著しく不合理であるから、すべて失当である。

(4) まとめ

以上のとおり、被告の法解釈は、不当に要件を過重しており著しく不合理であることが明らかである。このような不合理な主張を重ねていることこそ、まさに朝鮮高校のみを無償化制度の対象外にしようと恣意的な運用を行っていることの証左であり、その裁量を大きく逸脱した違法がある。

5 本件不指定処分には重大な事実誤認があること

(1) 九州朝鮮高校は「不当な支配」を受けていないこと

教育基本法16条1項によって禁止されるのは、「教育が・・・自主的に行われることを歪めるような『不当な支配』」（最高裁判所昭和51年5月21日大法廷判決刑集30巻5号615頁）であるところ、九州朝鮮高校は、自主的に運営されており、朝鮮民主主義人民共和国（以下、「朝鮮共和国」と

いう。) または朝鮮総聯から教育の自主性を歪めるような「不当な支配」を受けてはいない。このことについては、原告準備書面(5)・17頁以下、同(12)・11頁以下で詳述したとおりである。

九州朝鮮高校は、いわゆる外国人学校の一つである。異国の地で教育を行う外国人学校に対して、本国または関連する民族団体がその教育活動等を支援することはよくある事象であり、きわめて自然なことである。外国人学校において、その本国または関連する民族団体との関係の中で教育活動を行うことは、外国人の子どもの学習権を充足させるために必要でこそあれ、何ら忌避されるべきものではなく、そのような関係性があることは「不当な支配」に該当するものではない。

まして、朝鮮学校は、原告準備書面(4)及び同準備書面(27)などで触れたように、日本による植民地支配により奪われた母国語・民族性を回復するために設立したという、特異な歴史的沿革を持つ。そのような事情から、朝鮮総聯を含む支援者らから各種の支援を受けて教育事業を行っているが、人事、財政及び教育内容のいずれの側面においても、教育機関としての独立性をもって、自身の判断で教育活動を行っている。

よって、外国人学校の自主性の観点からしても、九州朝鮮高校が自主性を歪められている事実はなく、同校は「不当な支配」を受けていない。

(2) 九州朝鮮高校は就学支援金を流用するおそれがないこと

前述のとおり、そもそも九州朝鮮高校は、朝鮮共和国または朝鮮総聯から不当な支配を受けておらず、自主的に運営されている。

この点、朝鮮高校以外に本件規程に基づく申請を行ったホライゾンジャパンインターナショナルスクール、コリア国際学園に対する指定審査の過程において、適正な学校の運営の観点から確認された内容は、①私立学校法に基づく理事会の開催、②財務諸表の作成等が行われていること、③所管する都

道府県から過去五年間において法令違反を理由とする指導・勧告等を受けたことがないことであった(甲A20の2の3・2頁、同20の3の2・2頁)。九州朝鮮高校も、これらの観点から審査がされており、各学校について、いずれも問題がないことが明らかになっている(同20の5の6・4頁)。

また、九州朝鮮高校は、1989年から、北九州市より継続的に補助金の交付を受けており、交付した補助金の目的外流用に関する問題点はこれまで何ら指摘されてこなかった。このように、九州朝鮮高校が、長期にわたって地方自治体から補助金の交付を受けてきた経緯は、法令に基づく適正な学校運営がなされてきたことを裏付けるものである(原告準備書面(13)第2、同準備書面(21)第2を参照)。

さらにいえば、前述のとおり、就学支援金の制度上、流用のおそれなどおおよそ想定しがたい事態である。万一流用が発覚した場合でも、事後的に改善を促すことは可能である。

よって、九州朝鮮高校が、就学支援金を他の目的に流用するおそれはない。

(3) 被告主張を裏付ける具体的証拠が存在しないこと

被告が提出した証拠は、匿名の取材源からの情報が元となった新聞記事、公安調査庁の報告書、民団の申入書など、いずれも朝鮮学校に対する偏見に溢れた資料ばかりであり、その内容は著しく信用性に欠ける。

そこで指摘されている「疑惑」も事実反するか、本国ないし民族団体として異国の地における民族教育を支援するために行っている最低限度の活動について触れたものに過ぎず、不当な支配や就学支援金流用の危険性及び蓋然性を根拠づけるものとは到底いえない(なお、これらの証拠については原告準備書面(17)第2章第3の3や、本準備書面第5の6(2)において詳細に検討しているので参照)。

さらにいえば、九州朝鮮高校は、寄付金に関しても教科書に関しても、審

査会に対して報道内容を否定する回答を繰り返し提出しているところ、審査会は、その議論の経過の中で、九州朝鮮高校について、重大な法令違反に該当する具体的事実が発見されたと述べたことはない。このことから、被告が引用する新聞報道等が、あくまで噂レベルの虚構であることが明らかになっている。

よって、九州朝鮮高校が、朝鮮共和国や朝鮮総聯から「不当な支配」を受けている可能性や就学支援金の流用のおそれを裏付ける具体的証拠は存在しない。

(4) まとめ

以上のとおり、「不当な支配」がないことや「流用のおそれ」がないこと、適正な学校運営がなされていることについて十分な確証がないとの理由で行われた本件不指定処分は、判断の前提となる事実に重大な誤認があり違法である。

6 九州朝鮮高校は本件規程 13 条に適合していること

さらに積極的に言えば、九州朝鮮高校は、以下のとおり本件規程 13 条に適合しているのであるから、本件規程 13 条に適合すると認めるに至らないことを理由として行われた本件不指定処分は違法である。

(1) 九州朝鮮高校は審査会の設定した 3 要件をクリアしていること

検討会議によって案が作成された本件規程への適合性は、審査会（本件規程 15 条）において、適合性が審査された。この審査会の構成員が検討会議と同じメンバーであることは、前川氏が述べるとおりである（甲 A 166）。

第 1 回ないし第 3 回会議におけるホライゾンジャパンインターナショナルスクール及びコリア国際学園に対する審査では、①私立学校法に基づく理事会の開催、②財務諸表の作成等が行われていることの確認、③所轄する都道府県への確認により直近 5 年間に法令に違反していることを理由とする指

導・勧告等を受けたことがないことが判明したことをもって、本件規程13条に適合すると判断し、かつ、これら2校は指定を受けるに至った。

そして、九州朝鮮高校は、これらの3要件を全てクリアしていたのであるから、このこと自体から、九州朝鮮高校には本件規程13条適合性が認められる。

(2) 「特段の事情」がないこと

ア 大阪地裁の判断枠組み

大阪地裁平成29年7月28日判決83頁ないし84頁（甲A160）は、3要件をクリアした場合には、本件規程13条適合性に疑念を生じさせる「特段の事情」がない限り、本件規程13条適合性が認められるとの解釈を示している。

原告らは、上記の通り、3要件のクリアによって本件規程13条適合性が認められるとの解釈を主張するものであるが、百歩譲って、念のため、上記「特段の事情」がないことを、被告らが判断に用いたと主張する証拠に照らして、以下主張する。

イ 「特段の事情」の存否につき厳格な判断が求められること

本件規程13条は、「就学支援金の確実な充当その他の法令に基づく運営」を要件として定めている。

もっとも、この要件適合性の判断については、無償化法が就学支援金の支給を単なる恩恵ではなく、私立高等学校等の生徒等の「受給権」として規定し（同法12条が譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることを禁止することで保護している）、司法的救済の要請が高いことからすれば、文部科学大臣の裁量はないと解することができる（被告も、文部科学大臣が処分を行うについて裁量がない旨の主張を行っている（被告第9準備書面第1の2、同第10準備書面第2の4等）。）。

同要件について、さらに具体的にみると、①債権への確実な充当については、文言が概括的抽象的ではなく、債権の弁済に確実に充当されるかは客観的に認定されうるといえること、②法令に基づく運営に関する「不当な支配」の有無については、教育への関与等の行為が、教育の自主性を侵害するか否かによって客観的に判断でき、教育上の観点からの専門的、技術的判断を要するものではないこと、③「不当な支配」を禁じる教育基本法16条1項は、特に行政権力による介入を警戒し、これに対して抑制的態度を表明したものと解される（前掲最高裁判所昭和51年5月21日大法廷判決）。

本件規程13条適合性の判断を文部科学大臣の裁量に委ねれば、同裁量的判断を通じて、教育に対する行政権力による過度の介入を容認することになりかねず、かえって同条項の趣旨に反することとなる。

このことから、文部科学大臣には、同要件の適合性に関する判断について裁量がないという解釈は妥当なものである（大阪地裁平成29年7月28日判決85頁ないし86頁（甲A160）も同旨）。

特に、被告が主張するように、不当な支配が存在している「おそれ」の有無などという抽象的なレベルでの判断がなされるのであれば、なおさら危険である。

以上のおりであるから、九州朝鮮高校について、本件規程13条に適合すると認めるに至らない「特段の事情」があるというためには、被告が判断の基礎にしたという関係証拠を客観的に評価し、不当な支配が存在している「おそれ」や「可能性」にとどまらない、具体的かつ確実な事象が発見されることが必要である（証拠の概要や評価については、原告準備書面（17）第2章第3の3も参照）。

ウ 各証拠について

(ア) 各種報道、意見書等の存在、報道内容の支援室による照会への九州朝鮮高校の回答

被告は、本件規程13条適合性を疑わせる事情として、各種報道、意見書等が存在していたこと（乙7、乙15、乙17、乙19、乙21、乙24ないし27、乙33等）や、その内容に対する九州朝鮮高校の回答内容（乙8、乙16、乙18、乙20、乙22等）を挙げる。

しかし、九州朝鮮高校の回答により否定された報道内容や、照会すらなされていない報道については、裏付けなどの合理的な根拠もないままであるから、同報道に沿った事実が存在すると評価して、不適合性を疑わせる事実として援用することはできない。

九州朝鮮高校が認めた部分についても、原告準備書面（17）第2章第3の3（2）ア⑥において主張したとおり、朝鮮総聯の協力を得たり、朝鮮総聯傘下の団体に加入、活動したりしていることしかうかがうことができず、九州朝鮮高校の自主性が侵害されていることを疑わせる事実はない。

むろん、民族教育を営む学校が、民族団体とかかわりを持つことそれ自体は自然どころか当然の理である。

具体的に見ても、朝鮮総聯は、戦後、民族の言語、歴史、文化を取り戻すべく各地で行われた在日朝鮮人の自主的民族教育が様々な困難に遭遇する中、在日朝鮮人の民族教育の実施を目的の一つとして結成され、九州朝鮮高校を含む全国の朝鮮学校は、朝鮮総聯の協力のもと、自主的民族教育施設として発展してきたのであって（原告準備書面（4））、このような組織と関係を有することは、むしろ朝鮮高校の設立経緯を考えれば何ら「不当な支配」と評価されるものではない。

朝鮮総聯とのかかわりがあるとの事実をもって、九州朝鮮高校の自主性

が侵害されていることや、不当な支配の存在を推認することは、本来とはむしろ真逆の経験則を適用した結果であり許されない（大阪地裁平成29年7月28日判決96頁ないし97頁（甲A160）も同旨）。

その他、朝青はいわゆる生徒会、教育会はいわゆるPTAにあたる存在であって（乙8、大阪地裁平成29年7月28日判決89頁、91頁（甲A160）も同旨）、同団体とのかかわりも自然であり、何の問題もないことは上記と同じである。

なお、朝鮮総聯のホームページの記載も（乙23、乙159、乙160）、単なる朝鮮高校と朝鮮総聯の関与の事実がうかがえるにすぎず、同様のことがいえる。むしろ、朝鮮高校側の要請により（乙8）、朝鮮総聯のホームページの記載が変更されたこと（乙159、160）は、朝鮮高校の自主性をうかがわせるものである。

以上のとおり、各種報道やそれに対する九州朝鮮高校の回答から、特段の事情があるとは言えない。

（イ）校地や校舎の仮差押えについて（乙9、乙10）

RCCによる校地や校舎の仮差押えの事実は、必ずしも九州朝鮮高校が貸借対照表に記載していない簿外の債務が存在していることを意味しない。現に、当該仮差押えにかかる被保全債権については、本件不指定処分当時、係争中であつたし、地裁では九州朝鮮高校の債務ではないとの認定を受けていた。

また、付随して、同地裁では被保全債権にかかる事件当時、法人理事長印が使用され、学校名義の書類、議事録が旧朝銀によって偽造されたとの事実が認定されているようであるが、審査会においても、本件不指定処分当時までに、「現時点での同様の問題は確認されていない」かつた（甲A20の6の2）。

実質的に見ても、本件不指定処分当時まで同様の状況が継続していると認めることはできないし、偽造等の出来事が、そもそもいつの時点でのことかも証拠からは不明である。審査会も、それ以上の調査の必要性は認めていない。

よって、校地、校舎の仮差押えや、それに関連する事情から、特段の事情があるということとはできない。

(ウ) 公安調査庁の報告書及び公安調査庁長官の国会答弁について（乙28ないし32、乙34等）

これらの内容はすべて、朝鮮学校が教育基本法、学校教育法及び私立学校法などの学校運営上守るべき規定に抵触しているか否かについて、教育行政上の専門機関としての見地から述べられたものではない。

しかも、九州朝鮮高校における個別の学校法人の学校運営や、教育課程について述べられているわけではないから、それが実際にあてはまる確証もなく、その内容自体から九州朝鮮高校に関する特段の事情を推認できる程度の関連性・合理性はない。

具体的な内容を見ても、教育内容について、日本社会の目から見れば理解しがたい部分を含むかもしれないが、そもそも個別的な教育内容自体は規程13条適合性ひいては「高等学校の課程に類する課程」として審査される性質のものではない（検討会議（報告）（甲A40の2）、原告準備書面（10）第3の1）。

また、民族教育にとって母国語、母国の歴史、文化を学ぶことは最も重要な要素であり、在日朝鮮人の民族教育を営む朝鮮学校にとっては、朝鮮語による授業を行い、母国の朝鮮共和国の視座から、歴史的・社会的・地理的事象を教えるとともに、同国を建国し現在まで統治してきた指導者や同国の国家理念を肯定的に評価することも、朝鮮学校の教育目的にとって

は、むしろ適するものであり、そのような内容を有する教育を営むことをもって、朝鮮高校が朝鮮共和国や朝鮮総聯から不当な支配を受け、自主性を失っていると考えすることは許されない（大阪地裁平成29年7月28日判決96頁、97頁（甲A160）も同旨。）。

(エ) 補助金の受領について（甲A69、乙11及び12）

九州朝鮮高校が福岡県と北九州市から補助金を一部重複して受領したとの回答が存在するが、権限を持つ自治体の認識においても、悪質な事案でなかったことは、現在も補助金の受領が続いていること、何らの行政処分も受けていないことから明らかである。

同補助金が九州朝鮮高校以外の第三者に流用された事実もない。

したがって、過去に誤って補助金を二重に受領したこと自体が特段の事情を疑わせるとはいえない。

むしろ、九州朝鮮高校が、本件不指定処分当時や、そこから現在に至るまでも、継続して補助金を受給できていることは、法令に基づく適正な運営を推認させる事情である。

(オ) 他の朝鮮高校に関する事情について（乙40、乙41、乙56、乙57等）

その他、被告は広島朝鮮高校や、東京朝鮮高校等他の朝鮮高校に関する事情をも含めて主張する。

しかし全国の朝鮮高校は、異なる学校法人により運営されており、各法人の理事長も異なるうえ、授業科目、教員数、設備の内容、授業料等もさまざまであり、校地・校舎への抵当権設定の有無、理事会等の議事録の作成方法も同一ではなく、全国の朝鮮高校の運営は、学校法人ごとに個別に行われていることは自明である（大阪地裁平成29年7月28日判決92頁ないし94頁（甲A160）も同旨）。

そうすると、他の朝鮮高校の運営状況をもってただちに九州朝鮮高校の運営状況に関する「特段の事情」とすることはできない。

(3) まとめ

以上のとおり、九州朝鮮高校は上記3要件をクリアしており、本件規程13条の適合性を疑わせる「特段の事情」も存在せず、本件規程13条に適合していたのであるから、本件規程13条に適合すると認めるに至らなかったことを理由としてなされた本件不指定処分は違法である。

7 小括

以上のとおり、本件不指定処分は、政治・外交的配慮を持ち込んで行われた他事考慮に基づく処分であり、その実質は原告らを含む在日朝鮮人に対する差別行為に他ならず、無償化法の趣旨に反した違法なものである。

さらにいえば、本件不指定処分は、判断過程に瑕疵があるだけでなく、判断の前提となる法解釈に関して朝鮮高校に対してのみ不当に要件を過重し、さらに恣意的な証拠評価がなされたことにより判断の前提となる事実にも重大な誤認が生じており、この点でも違法である。

そして、実質的に見ても、九州朝鮮高校は本件規程13条に適合していたのであるから、本件規程13条に適合すると認めるに至らなかったことを理由としてなされた本件不指定処分は、端的に違法である。

したがって、本件規程13条を根拠とした不指定処分は、違法であることが明らかである。

第6 国際人権諸条約及び憲法の観点から見た被告主張の問題点

1 無償化法の立法目的及び立法事実

無償化法の立法目的は、「教育の機会均等」の実現（無償化法1条）であり、無償化法の立法事実にとって最重要事実は、無償化法を制定して、33年にも

及び国際人権A規約に付した留保条項を撤回することにあつた。

また、無償化法において、国籍条項等の制限条項を一切設けなかったという事実も極めて重要である。

2 国際人権A規約

国際人権A規約2条2項は「この規約の締結国は、この規約に規定する権利が人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見等の他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位によるいかなる差別もなしに行使されることを保障することを約束する」と定めている。

また、同規約13条2項(b)は「すべての者に対して(教育等の)機会」を与えることを定めている。

無償化法は、朝鮮高校を含めた外国人学校を対象とすることを前提としており、日本国憲法及び当時の教育基本法並びに学校教育法の定める義務教育の範囲を越えて国際人権A規約にいう中等教育のうちの後期中等教育の無償化を定めた上で、その保障を日本国内の外国人学校に学ぶ「すべての」高校生にまで及ぼすことを保障したものである。

被告が国際人権A規約の無償化条項の留保を撤回したことにより、高校無償化による教育の機会均等の保障は、日本国内において、国際人権A規約によって保障された基本的人権となった。また、被告においては、これを保障することが国際人権A規約上の責務となった。

よって、被告が、法律に基づかずに規則ハ号を削除した行為は、国際人権A規約と無償化法によって定立された後期中等教育機関たる「高校」の範囲を一方的に制限したことになり、国際人権A規約13条2項(b)に違反する差別行為である(同規約5条1項)。

3 人民の自決権

無償化法が国籍条項を設けずに、全ての高校生に教育の機会均等を保障した

背景には、国際人権A規約及び国際人権B規約のいずれにも共通する1条1項の「人民の自決権」の規定に無償化法が拘束されるからである。

人民の自決権は、教育への権利保障の前提である。教育における人民（民族）の権利が承認され、それによって少なくとも人民（民族）はいかなる差別を受けることもなく母語で学ぶことができ、その固有の歴史や文化を承継発展させるための教育が保障され、国家はこれに必要な諸条件を整備する義務を負うことになる。

民族教育を受ける権利は、国際人権A規約1条及び同B規約1条で保障された人民の自決権に直結する権利である。朝鮮半島と台湾等を植民地支配してきた歴史が存在する以上、被告は、日本民族以外の人民の自決権、とりわけ朝鮮民族に対して、人民の自決権を保障すべき責務を負う。

原告らは、本件規程13条を解釈するにあたって、教育基本法16条の「不当な支配」を考慮することを認めるものではないが、仮に「不当な支配」を解釈するに当たっては、国際人権A規約1条及び国際人権B規約1条の人民の自決権に抵触することは許されないことを強調しておく。

4 人権差別撤廃条約

無償化法は、人種差別撤廃条約の下で制定され、同条約に基づいて、解釈運用されるべきである。

人種差別撤廃条約1条1項は、「この条約において、『人種差別』とは、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは、種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう」と定めている。

人種差別撤廃条約1条2項は、「この条約は、締約国が市民と市民でない者との間に設ける区別、排除、制限又は優先については、適用しない」と定めてい

る。この条項は、締約国が市民と市民でない者との間に何らかの区別、排除、制限及び優先を法律によって設けなかった場合には、締約国も人種差別撤廃条約1条1項の「人種差別」禁止条項の適用を受けることを意味する。

すなわち、無償化法は、国籍条項を設定しなかったばかりか、その他の運用についても朝鮮学校とそれ以外の学校とに差異を規定していない。

これまでに述べてきたとおり、被告が朝鮮学校に課した差別は合理性を満たさず、人種差別撤廃条約に違反することが明らかである。

5 児童権利条約

児童権利条約28条(b)は、「種々の形態の中等教育の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる」と定めている。

児童権利条約29条2項は、「この条又は前条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない」と定めている。

そして、児童権利条約2条は、「締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する」と定めている。

被告が規則ハ号削除を理由としてなした本件不指定処分は、「児童又はその父母・・・(の) 政治的意見その他の意見」を差別するものである。

6 憲法14条、26条1項、13条等に違反していること

被告が外国人学校の中で朝鮮学校だけに就学支援金を支給せず、朝鮮学校だけを差別していることは、原告らに対する平等権侵害であることはもとより、

民族教育の権利、民族の自決権等種々の憲法上の権利に対する侵害であることは、訴状から原告準備書面（27）に至るまで、原告らが繰り返し主張してきたところである。

7 小括

以上のとおり、被告による本件不指定処分は、憲法、国際人権条約に反するばかりか、国際的な視点からしても、不合理であると言わざるを得ない。このことは、国際連合の経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会が「差別」であり、平等に適用することを要求している（甲A17）だけでなく、2018年8月30日、国連人種差別撤廃委員会が被告に対して、朝鮮学校に無償化制度を適用するよう勧告したことからも明らかである。

第7 損害

1 本件不指定処分による無償化制度からの排除等によって原告らが被った精神的苦痛について

(1) 民族教育の権利に対する侵害

ア はじめに

原告らが朝鮮学校において民族教育を受ける法的権利を有しているにもかかわらず、無償化制度からの排除によってこれが侵害されていること、そのことによって原告らが甚大な精神的苦痛を被っていることは、原告らが訴状にはじまり繰り返し主張してきたところである。

他方、被告は、原告らが受けている民族教育を否定するものではないとか、原告らが無償化制度からの排除後も朝鮮学校で学んでいることをもって、原告らの民族教育を受ける権利は侵害されていないと繰り返し主張している。

しかしながら、被告は、朝鮮学校が朝鮮共和国と関わりを持っていること、朝鮮総聯と関わりをもっていることから、朝鮮学校での教育に対して不当な支

配が及んでいるということも朝鮮学校に就学支援金を支給することのできない理由として主張し続けている。

このような被告の矛盾した態度は、この訴訟において急に始まったものではなく、これまでの朝鮮学校や在日朝鮮人に対する政策の中で、繰り返し示されてきたものであり、そのような在日朝鮮人に対する不誠実な態度こそが、民族教育の権利に対する侵害であって、原告らの尊厳を深く傷つけることを改めて述べる。

イ 被告が国際機関からの勧告を無視し続けていること

被告が国連の複数の委員会から、朝鮮学校への無償化制度適用について懸念ないし非難する勧告を繰り返し受けていることは、原告準備書面（８）において述べたところである。

被告は、国際機関から繰り返し勧告を受け、これらの規範及びその自国での実施状況につき十分に理解しているはずなのに、国際機関においては自らの措置が正当であるかのような答弁を繰り返し（準備書面（１４）において既述）、国内においては原告らをはじめとする民族的マイノリティへの抑圧を繰り返している。

このような被告の矛盾した言動それ自体が、原告らの尊厳を著しく傷つけ、精神的な苦痛を負わせるものである。

ウ 具体的な権利侵害

ただでさえ経済的に苦しいながらも原告らを朝鮮学校に通わせている保護者は、就学支援金が支給されないことによってさらなる経済的苦境に立たされた。実際に原告らの中には、大学に進学して学びたいという思いを持ちながらも、結果的に進学を断念して働き始めた者がいる。また、原告らの保護者が、経済的理由よりも原告の将来への影響を懸念して朝鮮学校への進学を躊躇する場合が見受けられた。

これはまさに、被告の朝鮮学校に対する差別的な政策により、朝鮮学校に対する非難の目が日本社会に形成されており、在日朝鮮人が進路を選択する際にそのような視線への懸念を余儀なくされていることを表すものである。

密接な人間関係を形成してきた原告らにとって、友人や先輩、後輩が自身の意思によらず日本学校に転出することは、家族と離れて暮らすほどの苦痛を伴うものであった。

原告らが朝鮮学校において、朝鮮の地理、歴史、文化、朝鮮語を学ぶ意義は、それらをただ知識として知るだけではなく、仲間とともに在日朝鮮人としてのアイデンティティを育むことにある。

上述したような原告らの被害は、原告らが知識として朝鮮語等を学ぶ機会だけでなく、朝鮮学校に通って在日朝鮮人としてのアイデンティティを形成し、それを自身の軸として堂々と生きていくことを妨げるものであって、その影響は計り知れない。

エ まとめ

このように、被告の主張は、原告らが朝鮮学校において学ぶ権利を侵害している点を正確にとらえていないばかりか、被告が民族教育の権利を軽視し、自らの差別的取り扱いを矮小化する姿勢が端的に表れているものであって、そのような主張自体が、原告らにさらなる精神的苦痛を与えているのである。

(2) 本件不指定処分によって、原告らが就学支援金を将来にわたって受給する期待権が侵害されたこと

原告らは、本件不指定処分により、九州朝鮮高校を通じて申請した就学支援金を受け取ることが出来ず、それ自体によって精神的な苦痛を被った（受給権の侵害）ことに加えて、違法な規則ハ号削除により、将来にわたっても就学支援金を受け取ることができなくなった（受給に対する期待権の侵害）ものである。

(3) 被告の本件不指定処分によって原告らの貴重な時間が失われたこと

朝鮮学校が、民族教育科目を除き学習指導要領に準じた教育内容を実施していることは否定できない事実であり、この点において朝鮮学校に通う学生は、日本学校や他の指定対象校に通う学生と何らの差がない、未来に希望を抱く「学生」ないし「子ども」である。そうであるのに、原告らは、差別に抗する闘いに時間を充てざるを得なくなっていた。具体的には、朝鮮学校の生徒たちは、貴重な高校生活の時間を、署名集めやビラ配りに時間を奪われたり、その活動の中で差別的言動にさらされた。また、家計を助けるためアルバイトを余儀なくされた者、自身の貯金から学費を支出した者も存在する。

原告らが無償化制度から排除された結果として、学校後に家族とともに過ごす時間や部活動に専念する時間を奪われたものである。

2 無償化制度からの排除によって原告らが被った経済的不利益

(1) 学生一人当たりの経済的不利益

高校無償化は、公立学校の場合は文字通り無償化であるが、それ以外の学校については、「就学支援金」として学生一人あたり、9,900円/月が学校に支給されるという制度である。すなわち、原告らが朝鮮学校に最大3年間進学していることに照らせば、原告らは就学支援金を最大3年間受け取ることができない立場にあったのだから、朝鮮学校以外の高校生に比べて、最大356,400円（9,900円×12か月×3年間）の経済的負担を負っていることになる。さらに、兄弟がいればその不利益が大きくなることは言うまでもない。

(2) 税制上の経済的不利益

税制上の経済的不利益も看過できない。

国の税制改革により16歳未満の子どもに対する扶養控除と、16歳から18歳の子どものための扶養控除の上乗せ分が廃止されたため、小学校から高校までの学校に子どもを通わせている親の税負担が増えることになったが、その

見返りとして中学生までには子ども手当の支給、高校生には無償化制度が実施されることになったのである。しかしながら、朝鮮学校に通う学生を持つ家庭には、就学支援金の支給がなされなかった。

その結果、朝鮮学校に通う学生を持つ家庭では、扶養控除の利益を受けることができなばかりか、就学支援金も受け取れないという、いわば二重の経済的負担を負わされることになったのである。

3 小括

以上のとおり、原告らは本件不指定処分による無償化制度からの排除によって、様々な精神的苦痛や経済的不利益を被ったものである。原告らが被ったかかる精神的損害は1人あたり10万円を下らない。

第8 結語

1 以上のとおり、被告による本件不指定処分は、政治外交上の理由に基づいてなされたものであることは明らかである。すなわち、被告は、「高等学校の課程に類する課程」という要件に関して、「外交上の配慮などにより判断せず、教育上の観点から客観的に判断する」という政府統一見解を示したにもかかわらず、「不当な支配」や「国民の理解」という文言を持ち出すばかりか、挙げ句の果てには、不指定処分に至る過程において一切問題視されていなかった「反社会的な活動を行う組織と密接に関連していないこと」等の新たな要件を訴訟段階に至って持ち出して、教育上の観点から客観的に判断せず、その解釈を歪めて、朝鮮高校を無償化制度から排除する理由をこじつけている。

被告による本件不指定処分が政治外交的理由に基づき、朝鮮高校を不当に排除したことは、無償化法の制定前後における下村元文部科学大臣を中心とする排除派の言動及び第二次安倍政権発足後、文部科学大臣に就任した下村元文部科学大臣が、政権奪取前に豪語していた自身の思想信条にしたがって、朝鮮高校を無償化制度か

ら排除した客観的事実から明らかである。

また、朝鮮高校だけが他の日本学校やその他の外国人学校とは別に、政治外交的理由に基づいて制度から排除されることは、朝鮮学校の設立当初から被告による差別政策が一貫して継続していることから明らかである。

本件無償化除外も、被告による朝鮮学校に対する差別政策の一環として位置づけられなければならない。

- 2 本件不指定処分には、「規則ハ号削除」と並んで、「本件規程13条に適合するとは認めるに至らなかった」という矛盾する理由が付されていることは、これまでに原告らが繰り返し主張してきたとおりである。

被告が、朝鮮高校を無償化制度から排除するために本件不指定処分をなした理由は「規則ハ号削除」にあり、規則ハ号が存在することを前提とする本件規程13条適合性は後付けの理由に過ぎない。このことは、本件不指定処分に先立つ決済において、「規則ハ号削除」を理由とする決裁文書が存在する一方で、「本件規程13条適合性」を理由とする決裁文書が客観的に存在しない（乙72及び73以外に決裁文書が存在しない。）ことから明らかである。

このことから、裁判所が審理すべきは、被告の朝鮮高校に対する本件不指定処分の理由である「規則ハ号削除」が、政治外交目的でなされたものであるか否かである。

- 3 原告らは、政治外交目的を理由とする本件不指定処分によって、本件無償化法はもとより、憲法及び国際人権条約上も保護される重要な権利利益を侵害された。これによって、原告らは甚大な精神的苦痛を被った。

原告本人2名による本人尋問に始まり、原告らの陳述書に加えて、九州朝鮮高校の様子やそこに通う学生らの姿を記録したDVDから、原告らが在日朝鮮人として、被告のみならず、被告に扇動された在特会のような民間による差別を受けながらも、民族の言葉や文化を学び、日本社会の人材として成長するために九州朝鮮高校にお

いて学んだことは明らかである。

また、これらの証拠から、原告らの通った九州朝鮮高校が、「高等学校の課程に類する課程」を有する学校であり、そこに通う原告らもまた、日本における他の高校生と変わらない青年であることも明らかである。

このような原告らが、「拉致問題の進展がないこと」等の政治外交上の理由による本件不指定処分に反対すべく、本件訴訟の原告に名乗り出るまでの苦悩と覚悟を看過してはならない。すなわち、原告らは、既に九州朝鮮高校を卒業した者らであるが、提訴段階において、本件訴訟が終結するまでの間に、自身が同校を卒業することは明らかであったにもかかわらず、朝鮮学校が他の日本学校と異なることを証明し、後輩らが安心して朝鮮学校に通えるためにと、自らに降りかかる不利益を認識しながら、本件訴訟に踏み切ったのである。

原告らは、本件提訴当時、在日朝鮮人に対するヘイトスピーチがはびこり、氏名等の個人情報秘匿した上でなければ身の安全が保障されるかも危ぶまれる中、また、本件訴訟の原告となることにより、社会に出た後、いかなる逆風にさらされるか分からない中、国を被告として、原告となることを決意したのである。

このような原告らの苦悩と覚悟を裁判所においては真摯に受け止めていただきたい。

これまでも、これからも、朝鮮学校に通う生徒は、これからの日本社会における重要な人材である。

朝鮮学校に対する被告の差別政策が廃止されなければ、日本社会は衰退するばかりか、国際的にも取り残されていくことになる。

裁判所においては、日本社会の未来のために、被告による差別政策を是正し、自由に学びたいという原告ら及び朝鮮学校に通う子どもたちの声に耳を傾け、国際社会に恥じることのない判決をしていただきたい。

4 最後に、本件において原告らが求めるのは、何よりも、高校無償化法という

具体的法律のもとで、「すべての意志ある生徒の学びを保障し、教育の機会均等に寄与する」という法の趣旨・目的を達成するため、どのような審査が予定されており、被告においてそのような趣旨・目的に沿った審査・判断を行ったのかという法的判断が客観的かつ適正に行われることである。

原告らは、裁判所において、審理の結果明らかになった客観的事実をふまえ、行政行為の司法的統制にかかる通常一般の判断を行い、侵害された権利利益の適正な回復を実現させることを切望する。

以上